



公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年2月10日

大館市長 石田 健佑

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理 番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の終期	備考
集 R4-65	大館市早口字程平 16 番 18	42／35	山林	0.05	R25.3.31	
集 R4-66	大館市早口字中谷地 125 番 7	24／35		0.46		
	大館市早口字中谷地 125 番 8	24／35		0.14		

2 縦覧場所

大館市産業部林政課

3 本公告により、大館市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。